

公示に基づく関係労使の意見書

1 労働者（受付順）

1－1 UA ゼンセン埼玉県支部

1－2 埼玉県労働組合連合会

1－3 埼玉県高等学校教職員組合

1－4 日本自治体労働組合総連合埼玉県本部

1－5 埼玉県医療介護労働組合連合会

1－6 生協労連 コープネットグループ労働組合

1－7 全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部

1－8 福祉保育労働組合埼玉県本部

2 使用者

提出なし。

2026 年 7 月 3 日

埼玉地方最低賃金審議会
会 長 様

UAゼンセン埼玉県支部
支部長 楠本 敏久

埼玉県最低賃金の改定に向けた要請について

貴職におかれましては益々ご清栄のことと存じます。

日頃は、UAゼンセン埼玉県支部の活動にご指導ご鞭撻を賜り深く感謝申し上げます。

さて、政府は6月30日、最低賃金（時給）の全国平均1500円への引き上げについて「遅くとも2030年代前半できる限り早期に」達成することを「日本成長戦略」の原案に盛り込んだ。

UAゼンセン 2026 賃金闘争集計結果（2026 年 5 月 7 日現在・加重平均）正社員組合員 16,417 円・5.06%（昨年対比+969 円・+0.11%）、短時間組合員 76 円・6.29%（昨年対比 7.8 円 +0.35%）となっている。UAゼンセン埼玉県支部は、中東情勢の緊迫化で、中小・地場企業を中心に収益圧迫懸念が出ている中、成長と分配、人への投資による好循環サイクルにより、すべての企業で利益を生み出す「適正価格」への価格転嫁、生産性向上による構造的な最低賃金の引上げが必要であると考えます。

〔要請内容〕

1. 国民（生活者）は憲法第 25 条で定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有しており、UAゼンセン埼玉県支部が目指す「埼玉県最低賃金 1,256 円」に改正すること
2. 成長と分配、人への投資による好循環と日本経済再生、低賃金構造からの脱却するため、中小企業、地場産業の人材確保、生産性向上に向けて実効性のある総合的な支援の拡充をはかること
3. 埼玉地方最低賃金審議会において、労働者・使用者、その他関係者の意見陳述の機会を確保すること

〔理 由〕

埼玉県消費者物価総合指数（2026 年 3 月）は 2020 年平均=100 とすると総合で 111.2 となり、前年同月から 1.2%上昇、生鮮食品を除く総合指数は 110.7 となり、前年同月から 1.5%上昇、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 110.5 となり、前年同月から 2.1%上昇した。

埼玉県内の雇用情勢は、求職者が高水準にあり、有効求人率 1.11 倍、新規求人倍率は 2.08 倍となっている。物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響に留意する必要があるものの、売り手市場の状況が続いている一方、求職者とのニーズの乖離、業種間の求人格差などの課題も浮き彫りになっており戦略的な人材確保が求められる。

中東情勢の緊迫化など、世界平和秩序の乱れによる日本経済の先行きに不透明感はあるものの、埼玉県内の中小企業は、適正価格への価格転嫁、技術の継承・人材確保・労働者の安定的な生活維持に向けて賃上げを含めた処遇改善をおこなった。

日本国憲法第 25 条「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」を保障するには、埼玉県最低賃金をUAゼンセン埼玉県支部が目指す「埼玉県最低賃金 1,256 円」を実現することが必要と考える。

埼玉地方最低賃金審議会は、最低賃金改正による生活基盤を確立する役割が、一層重要性を増しており、機能を十分に発揮するよう強く求めるとともに、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを求める。

以上

2026年7月17日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 野崎 正 殿

地域別最低賃金の改正決定に係る意見書

埼玉県労働組合連合会
議長 藤田 省吾
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-10-11
第一木村ビル 2 階

日頃の貴職のご活躍に対し敬意を表します。

不安定な中東情勢と円安を背景にする物価の高騰、公共料金引き上げ等により経済活動に大きな影響を与えている今日の状況ではありますが、2026年度の最低賃金の改定については、引き続き物価高騰で経済が後退している状況を打開するため、「労働者全体の賃金の底上げ」によって、景気の回復を図るとともに、すべての労働者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができるよう、中小企業の経営に特段の配慮をしつつも、下がり続ける実質賃金をプラスに転換でき、さらには東京との格差を大幅に縮める引き上げ額を決定することを求めます。

1、最低賃金額を「早期に 1800 円」の水準に見合うだけ大幅に引き上げること

現行の最低賃金時間額 1141 円を大幅に引き上げることが求めます。

理由は次の通りです。

- 1) 物価高騰から県民の生活を守るためには、現行の最低賃金を早急に「生計費原則」に基づく水準に引き上げることが必要

高市政権は、最低賃金の引き上げについて、「2020 年代中に 1500 円をめざす」としていた政府目標を「2030 年代の早い時期」へと下方修正しましたが、すでに国際水準から大きく遅れている最低賃金額を考えれば、それでは遅すぎます。

さらに、私たち埼労連がとりくんだ「最低生計費試算調査」では、2024 年時点の物価指数において埼玉県（さいたま市南区）で、社会人としてまともな生活を営むには「時給 1800 円以上（月 150 時間労働）」が必要という結果となりました。この金額は、決して贅沢な生活水準ではなく、20 代から 30 代の青年の 7 割以上が所有している物について当時の価格に基づく金額での購入を想定し、生活実態についても「昼食にどのくらいの費用をかけているか」などを当事者間で意見交換した結果を反映するなど、極めて実態に近い費用を積み上げた結果としての金額です。

現在は 2024 年当時よりも物価が引きあがっており、その状況を踏まえれば、すぐにでも 1800 円以上の最低賃金を実現しなければ、日本経済は回復・発展しません。

同じく物価高騰に苦しむ中小企業の「支払い能力論」を解決するための施策としては、物価高騰の中で経営に苦しむ中小企業に対して、最低賃金の大幅引き上げと合わせた有効な支援も必要になります。すでに国会の付帯決議で、小規模企業の負担軽減のための支援策の実現を図ることが確認されていますので、この決議を実行に移すだけです。最低賃金法の根拠としている憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するためにも、埼玉県最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

2) 地域間の最低賃金格差是正も急務の課題

最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも重大な問題です。2025 年度の最低賃金は、最も高い東京都で時給 1,226 円であるのに対し、最も低い時給は 1,023 円で、203 円もの格差があります。また、埼玉県でも東京との最低賃金の差が人材不足を深刻なものにしています。埼玉と東京の格差は時給で 85 円、1 ヶ月働くと約 1.3 万円 (150 時間) の差になります。「埼玉に暮らしていても仕事は東京」という状況を改善するため、今審議会において東京との 85 円の最低賃金格差是正を強く求めます。

また、昨年の審議会において、発効日を法定発効よりも遅らせたことも大きな問題です。最低賃金の改定は同年の春闘期の賃上げ水準も引き上げ目安の指標として加味され、消費者物価指数も中央審議会では 6 月までの推移を基準に目安額の議論を行っています。であるならば最低賃金の改定は、本来であれば人事院勧告に基づく公務労働者の賃金改定のように遡及すべき性質を有しています。

発効日を意図的に法定発効よりも遅らせることは最低賃金に影響を受ける働き方をしている労働者の生存権を侵害するもので最低賃金法の趣旨からも許されることではありません。さらには近隣県との格差を一時的に広げることにもなることから、中央審議会の見解でも示された通り、発効日の遅延を濫用しないよう強く求めます。

3) ジェンダー平等推進の視点に立った改正を

2025 年の日本のジェンダーギャップ指数は 148 か国中 118 位で先進国といわれる国はもとより、韓国・中国よりも下位で東アジア圏の中で最低となっています。日本のジェンダーギャップ指数が低い理由として、女性の労働市場への参加率と男女の賃金格差があげられています。この課題は 2006 年の第 1 回調査から改善が見られない課題です。男女の賃金格差の原因の一つは、女性が子育て等で一度離職をすると育児との両立のためにはパートやアルバイトなどの非正規で働かざるを得ない労働環境があります。結果として、日本の最低賃金の低さが、男女の賃金格差を大きくしている原因となっています。

労働者の中でも非正規率の高い女性と若年労働者の賃金水準を押し上げ、ジェンダーギャップを縮める視点からも、今年度の最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

2、審議会運営は民主主義を貫くこと

最低賃金の改定にあたっては、様々な立場からの意見を聞くことが、民主的な審議会運営の大前提と考えます。労働者の実態を反映するために、第一線の現場に働く臨時・パートなどの非正規労働者、最低賃金に貼りつくケア労働者などを組織する団体、女性労働者の声を審議に役立たせるべきです。審議会委員の選出にあたっては、ジェンダー平等の視点も踏まえた公正な委員の任命を求めます。

- 1) 審議委員の公正な任命を行うこと。
- 2) 引き続き、広範な労働者や中小企業家等の意見を直接聴取する場を補償すること。

以上

**最低賃金を今すぐ 1800 円以上に
引き上げ、実効性のある
中小企業支援を求める要請書**

合計 30,008 筆

(29,918 筆+追加 90 筆)

埼玉県労働組合連合会

2026 年 7 月 21 日

最低賃金を今すぐ1800円以上に引き上げ、 実効性のある中小企業支援を求める要請書

埼玉労働局長 殿
埼玉地方最低賃金審議会 会長 殿
厚生労働大臣 殿
中央最低賃金審議会 会長 殿

2026年 月 日

■ 請 願 趣 旨 ■

日本の最低賃金は国際的にみて低水準であり、しかも都道府県ごとの格差が大きく、最低賃金の低い地域から、より高い地域への労働人口の流出が大きな問題になっています。

私たちは、この間の急激な物価高騰によって疲弊している国民生活と日本経済を立て直すには「8時間働けば普通に生活ができる」最低賃金水準と、地域間格差のない全国一律の最低賃金制度が必要と考えています。私たちが行った最低生計費試算調査では、普通に暮らせる最低水準として時給1800円以上（月150時間労働）が必要という結果が示されました。調査で示された生計費結果をふまえ、埼玉地方の最低賃金を1800円以上に引き上げ、早期に誰もが安心して働き暮らせる環境にすることを実現してください。その実現こそが、物価高騰で苦しむ国民生活の改善と、疲弊した地域経済を活性化させ、少子高齢化・人口減少社会に対応できる唯一の道です。

また、最低賃金の引き上げにあたっては、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に賃金の引き上げを保障する特別な財政措置を行うこととあわせて単価の不当な切り下げや低単価の押し付けを規制するなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

■ 請 願 項 目 ■

1. 埼玉県の最低賃金を今すぐ1800円以上に引き上げること
2. 引き上げに伴う中小零細企業の負担軽減のため、税・社会保険料負担の減額など特別な支援策を講じること。
3. 最低賃金制度を全国一律に改め、都道府県ごとの格差を是正すること。

以 上

氏 名	住 所

※この署名は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることはありません

【取扱団体】埼玉県労働組合連合会（埼玉連）

2026 年 春の時給調査報告

【収集期間】2026 年 4 月 17 日(金)～4 月 28 日(火)

【調査対象】WEB 募集

【サンプル数】基本サンプル数 4,600 件(2025 年春 3000 件・2025 年秋 3,000 件)

※タウンワークの発行が終了したため、WEB の求人サイトからデータを取得

■業種については、日本標準産業分類に基づき、13 分類として行った。

農業、林業／建設業／製造業

情報通信業／運輸業、郵便業／卸売業、小売業／金融業、保険業

不動産業、物品賃貸業／宿泊業、飲食サービス業

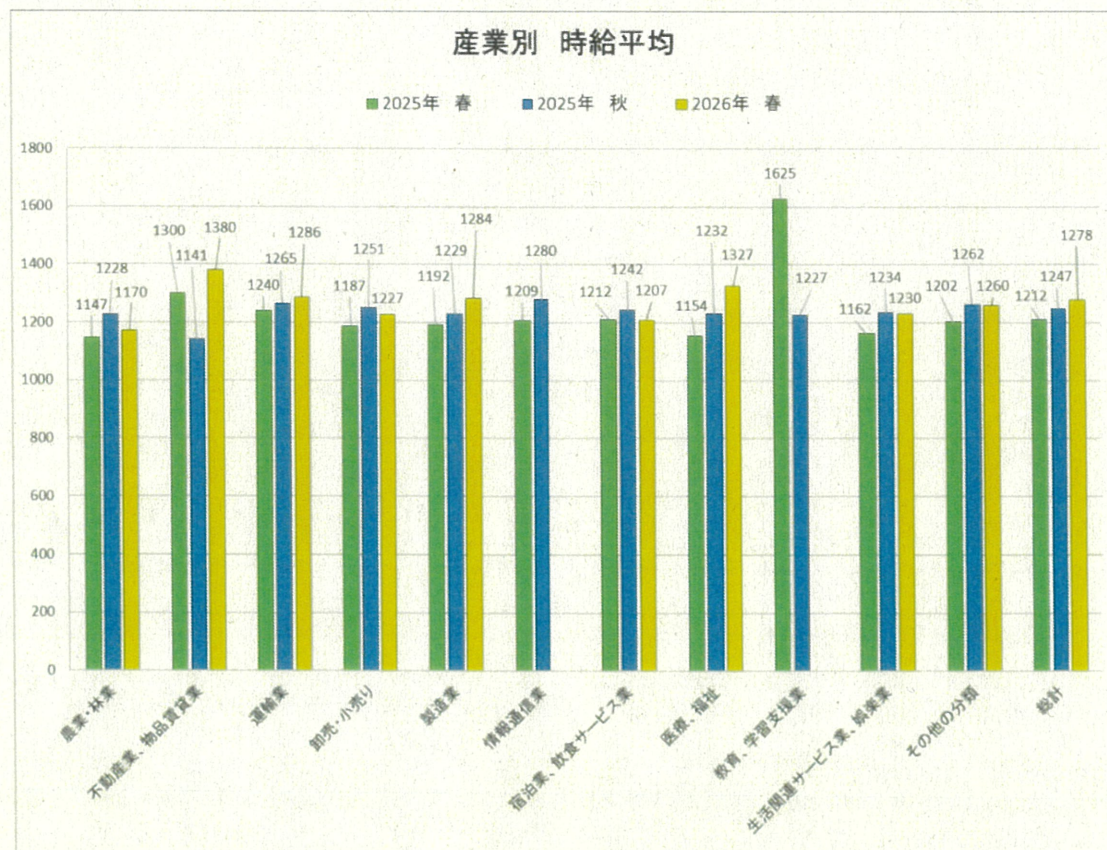
教育、学習支援業／医療、福祉／生活関連サービス業、娯楽業／その他の産業

(1) 集計結果…… () 内は 2025 年 4 月

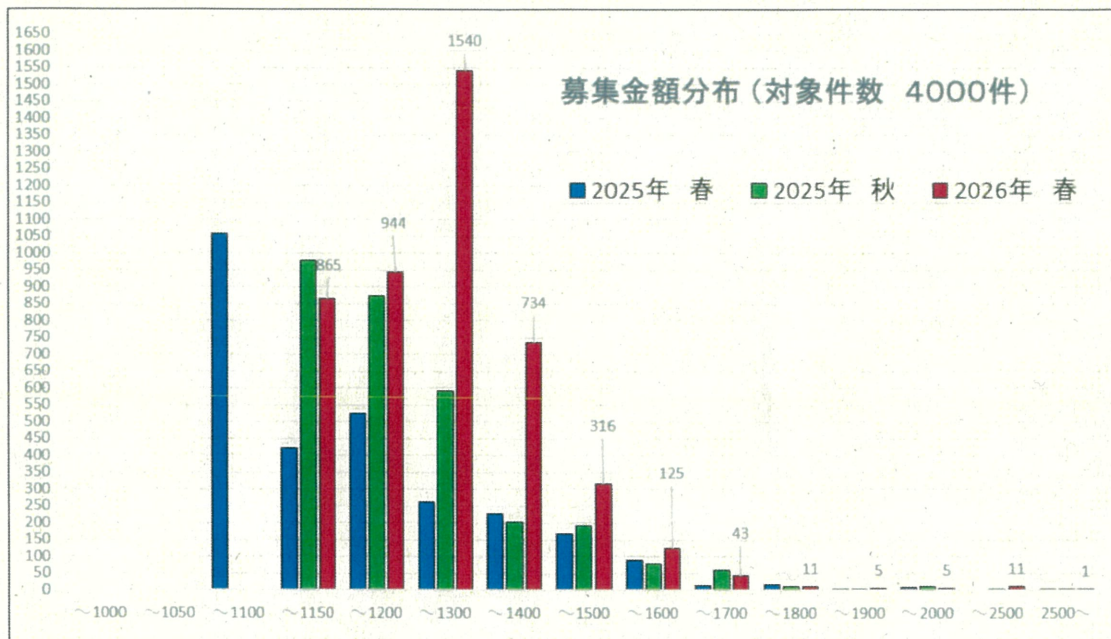
時給…平均 1277.8 円 (1211.9) 最高値 3,000 円 (2600) 最低値 1,141 円 (1078)

2025 年 4 月比で、平均値 65.9 円増 ※2025 年 10 月比 31 円増

① 産業別グラフ



② 賃金分布



2026年春の時給調査は平均で1277.8円となった。

最低値は埼玉県の前最低賃金1141円。最も募集が多かった時給帯は1201円～1300円で、今回の調査で突出していたのは、運輸業の募集件数の多さ、全体の募集件数の65.7%を占める結果となっている（昨年秋の調査でも1位）こと。

なお、2025年春からインターネットでの検索に切り替えている。

③ 募集件数の内訳 (左表は2024年春)

2025年 秋		
職業分類	データ	
	平均額	件数
その他	1261.9	54
医療・福祉	1232.6	233
飲食・宿泊業	1241.8	172
運輸業	1265.3	1131
卸売り・小売	1251.1	287
教育・学習支援	1227.3	11
金融業	1710.0	1
建設業	1200.0	2
情報通信業	1280.0	5
生活関連サービス	1233.6	571
製造業	1228.5	517
農業・林業	1227.9	14
不動産業	1141.0	2
総計	1247.3	3000

2026年 春		
行ラベル	平均時給額	募集件数
その他	1259.9	31
医療・福祉	1327.3	353
飲食・宿泊業	1207.0	316
運輸業	1286.1	3023
卸売り・小売	1227.6	307
建設業	1222.8	4
生活関連サービス	1230.1	133
製造業	1283.5	430
農業・林業	1170.5	2
不動産業	1380.0	1
総計	1277.8	4600

2026年7月17日

埼玉県地方最低賃金審議会

会長 野崎 正 様

埼玉県高等学校教職員組合

中央執行委員長 橋本 一

さいたま市浦和区高砂3-12-24

埼玉教育会館6階

地域別最低賃金の改正決定に関する意見書

異常とも言える物価高騰はとどまるところを知らず、その結果、子どもたちの家庭にも深刻な影響を与えています。水道光熱費や教材の値上がりにより学校予算も不足し、学校運営にも大きな支障が生じています。子どもたちが安心して生活するためにも、また円滑な学校運営のためにも物価対策、経済の安定、働くものの賃金大幅増額が強く求められています。そのための方策の一つは、全国一律での最低賃金大幅アップ、早期の実施（10月1日実施）であることは言うまでもありません。

学校教育の充実という立場から最低賃金の大幅アップについて意見を述べます。

以下は、県立高校・特別支援学校の環境整備業務及び給食調理業務を担当する委託業者の募集案内の一部です（インターネット、新聞折り込み広告より）。

■高校の用務員（2024年度募集）

- ・草刈り、ごみ回収などの簡単なお仕事。資格・経験不要。
- ・時給1078円

■高校の用務員

- ・未経験OK／日常のお掃除の延長。マニュアル通りの仕事。難しい業務や重労働はありません。
- ・時給1141円

■学校用務員

- ・未経験スタート歓迎！／ごみ回収・お掃除・草刈りなどの簡単なお仕事。適度に身体を動かすお仕事なので、運動不足解消、健康的に働けます。
- ・時給1150円

■学校給食調理員補助

- ・学校給食づくりのお手伝い。難しいお仕事ではありません。
- ・時給1141円

県立学校の給食民間委託は2003年度から、環境整備業務の民間委託化は2007年度から年度進

行では実施されています。埼玉県高等学校教職員組合はもとより、多くの父母・保護者、教育関係者は、一貫して民間委託に強く反対し、撤回を求めてきました。学校教育の特性から考えれば、財政効率優先とする施策を導入することがそもそも馴染まず、結果、「公教育」としての責任の所在が曖昧になる怖れがあるからです。学校教育の重要な一部門である環境整備業務や学校給食の調理業務などを、利潤追求が主たる目的である民間企業に委ねるべきではありません。また、民間業者が業務委託契約を結んでも、結果的に低賃金で労働者を雇用せざるをえないという現状もあり、行政がワーキングプアをつくり出す構造自体も大きな問題です。

一方、現状の民間委託化が県の政策として進められている以上、埼玉県高等学校教職員組合は、少なくとも学校の教育力の低下を招くべきではないとし、これまでも県教育委員会に働きかけてきました。

環境整備業務は、決して「簡単」だったり、「日常のお掃除の延長」ではありません。子ども・生徒の安心・安全な学校生活を守るために、教員はもとよりすべての教職員と協力し、臨機応変な対応が求められています。樹木の剪定や危険箇所の整備・修繕は重労働であり、ましてや近年の猛暑・酷暑の中での業務遂行は、生命の危険さえ伴います。学校給食の調理業務も同様で、とりわけ特別支援学校においては、一人ひとりの障害の状況に応じた食形態の配慮やアレルギー対応、食中毒を起こさない細心の注意など、まさに障害のある子どもたちの生命を守るとともに、成長・発達に関わる緊張感のある極めて重要な業務です。それは到底「難しいお仕事ではありません」などというものではありません。

環境整備業務、学校給食の調理業務が「簡単なお仕事」とされ、それがほぼ最低賃金で募集されている現状で、募集しても人が集まらない、雇用しても短期間で退職してしまうなどのことが学校現場で続出しています。「4月からすでに人が2回変わった」「あまりの大変さで、1日で辞めてしまった」「いまだ欠員のままで近所の方から草が伸び放題との指摘があった」などの報告が寄せられ、子ども・生徒の安心・安全、継続的な学校運営に大きな支障が生じています。

学校教育の質的低下を招くことなく、子どもたちの成長・発達を保障していくために、少なくともその勤務実態、職務の重要な役割に見合った賃金の保障、最低賃金の大幅アップが何よりも優先されて実施されるべきです。

今すぐ、全国一律での最低賃金1500円、そして1800円、2000円への増額を求めます。埼玉県地方最低賃金審議会の委員の皆様の賢明な判断をおねがいするものです。

以上

2026年7月17日

埼玉地方最低賃金審議会
会 長 野 崎 正 様

日本自治体労働組合総連合埼玉県本部
中央執行委員長 西口 哲之
さいたま市浦和区岸町7-12-8

地域別最低賃金の改正決定に係る意見書

賃金の最低額保障により、労働条件の改善、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等による国民経済の健全な発展をめざしご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

さて、自治体業務を担っている委託・指定管理職場で働く労働者の生活実態は引き続き深刻です。

最低賃金を大幅に引き上げることにより、すべての労働者の年収ベースでの賃金引上げにつながり、健康で文化的な生活が保障されるよう、私たち自治労連埼玉県本部としても、下記のとおり意見表明させていただきます。

記

1. 現行の最低賃金時間額を大幅に引き上げてください。

私たちの組合に所属する、自治体業務の委託労働者である学校校務員（用務員）、保育所の清掃業務、給食調理補助業務、放課後児童クラブに携わる非正規労働者等（以下「委託労働者」）は、最低賃金かそれに近い額で働いています。

委託労働者は日々の暮らしでも、1円でも安いスーパーでの買い物、旅行や映画などの文化的活動を控える、エアコンの使用を控え電気代を節約するなど、生活防衛をしています。そもそも生活が苦しい中、昨今の物価高騰はさらにそれを圧迫しています。

埼労連が一昨年に公表した「最低生計費試算調査」では、さいたま市で時給1,800円以上が必要との結果が出ました。しかし、これは25歳単身世帯の調査結果であり、先に述べた委託労働者には、主たる生計費維持者とする家族がおり、またシングルマザーの方もいます。時給1,800円でも不十分な額です。

最低賃金法は1959年に労働基準法から独立し制定されました。したがって、労働基準法の基本理念（労働条件の原則）である「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」を実現することが求められます。

私たちは、最低賃金時間額をできるだけ早期に1,500円に引き上げ、1,800円を大きく超える水準になるよう強く求めます。

2. 中小企業支援策、価格転嫁の徹底について抜本的な強化を政府に求める意見表明をしてください。

賃金の上昇及び家計支出の増で経済の好循環をめざすことは政府の政策でもあります。最低賃金の大幅な引き上げは、賃金上昇の大きな要素となり、労働者全体の賃金の引上げにつながります。それを実現させるための条件整備についても意見を述べさせていただきます。

自治体現場では、最低賃金の引上げによって賃金改定がされても賞与を減額し、年収ベースで据え置きかマイナスになる提案をする企業もあります。原因は、自治体との委託契約額が適正ではないからです。物価高騰に加え最低賃金が上昇し契約額では対応できなくなるケースが出ています。

国は自治体に対し、賃上げのための委託額等への適正な価格転嫁促進を強化しており、中小企業庁や公正取引委員会による調査や働きかけも行われています。しかし少なくとも自治体での実態はきわめて不十分な状況と言わざるを得ません。これでは、最低賃金を引き上げても賃金水準の改善につながりません。

中小企業への直接的・具体的な支援策の実施及び委託額等への価格転嫁が確実に行われるよう、意見表明をするよう強く求めます。

これは、自治体業務の委託・指定管理職場の労働者が、住民の権利保障のための仕事を安心して実行できる労働条件の実現という面からも極めて重要であることを申し添えます。

以上

ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引き上げと

全国一律制を求める意見書

労働者の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」ためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業であり、この間の公的価格の抑制、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。

このような状況下で、2024 年度「賃金構造基本統計調査」によれば看護師の所定内賃金は、全産業と比較して月額 20,000 円低く、介護職に至っては同 83,333 円も低くなっています。年収ベースでは数十～百万円以上の格差があり、公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるものではありません。24 時間 365 日、切れ目なく安全・安心で良質な医療・介護を提供し続けているが、ケア労働者の賃金が全産業平均にも及ばない低水準では、現状の人手不足に歯止めがかかるはずがありません。医療・介護職は選ばれない職種になりはじめており、とりわけ地方での人員確保が困難になっています。ケア労働者の賃金水準を地域別にみると、地域別最低賃金と相関性があることが明らかになっています。同一資格・同一労働であるにもかかわらず地域間に生じる賃金格差が地方の看護師、介護職員不足に拍車をかけています。人員不足は病院、介護事業所を経営困難に陥らせ、病院・介護事業所の倒産、病棟・事業所閉鎖は過去最多を更新しており、医療・介護崩壊がはじまっています。各委員の皆様には、この事態を極めて重く受け止めて審議に臨んでいただようお願いいたします。

昨年、地域別最低賃金のランクが 4 段階から 3 段階に修正されましたが、全労連が実施した「最低生活費調査（2026 年 6 月現在、静岡県立大学短期大学部・中澤秀一准教授監修）」によれば、全国 29 都市の平均額は 1,700 円以上になっており、すでに地域間格差は無くなっています。さらに物価上昇を加味した試算では 1,800 円以上の結果も出ています。もはや最低賃金 1,500 円では、「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。これまで述べたように全国一律の最低賃金制度の新設がいかに理にかなっているか、ケア労働者の確保の点からも明白です。

政府は「骨太の方針 2026」で、「最低賃金を着実に引き上げ、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。」と明記していますが、現下の物価高騰に賃上げが追い付いていない状況からすれば、政府には労働者の生活安定に最優先で取り組む決意があるのか、現状に危機感を抱いていないのかと思わざるを得ません。

ケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引き上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます。

以上

2026 年 7 月 17 日

埼玉地方最低賃金審議会

会長 野崎 正 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

2026 年度の埼玉地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、労働組合員の約 7 割がパートなどの非正規労働者です。労働組合の運動方針の柱として、格差と貧困をなくすために最低賃金の大幅引き上げをめざしています。また、地域間格差の解消とどこでもだれでも 8 時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金 1,800 円以上を今すぐ実現することをめざしています。今年度の埼玉地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2026 年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法 25 条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。さらに、今年 2 月から始まったイラン戦争により原油の流通が滞っていることに由来して、今後さらに物価が上昇していく不安の中で生活しています。従前から存在する格差と貧困の問題はより深刻さを増しています。

昨年度の最低賃金改定により、埼玉県最低賃金は 63 円引き上がり 1,141 円となりました。しかし、時間給 1141 円では 1 日 8 時間、週 5 日勤務しても月額 20 万円程度、年収では 240 万程度です。この間の物価上昇率には及ばない引き上げ額です。また、昨年の改定後の最低賃金が発効したのは 11 月であり、例年通りの 10 月発効から 1 ヶ月遅れたものでした。生活が厳しい労働者の暮らしを支える必要がある中、1 ヶ月発効を遅らせた合理的理由を見出すことはできませんでした。

コープネットグループ労働組合の組合員は、1,800 人近くが社会保険未加入の非正規雇用です。「年収の壁」との関係では、社会保険料の負担増分を超える賃上げが求められています。一方、社会保険に加入している非正規労働者の中には、家計補助ではなく、自分自身の収入のみで生活している者もいます。物価高による生活の圧迫を解消するため、1 日も早い最低賃金の大幅アップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2. 1 日 8 時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

埼玉県労働組合連合会が 2024 年に実施した最低生計費試算調査では、25 歳単身者が 1 日 8 時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも 1,800 円（月額 27 万円）が必要という結果が出ました。2018 年に実施した調査結果と比較し、確実に上昇していることが明らかになりました。2024 年の調査以降も物価は上昇しており、時給 1,800 円でも「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するには不足していると思われます。

埼玉県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとられることなく、大幅に上げる審議をお願いします。昨年の千葉県地方最賃審議会は中央最賃審議会が答申した目安額を 1 円上回る額で引き上げ額を決定しました。千葉県にできた目安額への上乗せが埼玉県でできない理由はありません。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とはの視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、埼玉県の最低賃金を 1,800 円としていただくようお願いいたします。

以上

2026年7月17日

埼玉地方最低賃金審議会

会長 野崎 正 殿

同審議会委員 各位

2026年度最低賃金改定にあたっての意見書

さいたま市浦和区高砂 3-10-11 第一木村ビル 303

全労連・全国一般労働組合埼玉地方本部

執行委員長 水 野 谷 孝 夫

労働者の生活安定や労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保に密接に関連する最低賃金を審議されていることに対し、敬意を表します。

- (1) 地域別最低賃金の原則について、人間が暮らすための最低限度の権利であることを念頭にして論議して下さい。

昨年の中央最低賃金審議会はランク（A、B）で63円、ランクCで64円増の目安を示しました。秋田県はランクCの64円に16円上乗せし1031円に、群馬県はランクBの63円に15円上乗せし1063円にしましたが、両県とも発効日を今年の3月としたため、昨年の10月1日から改定された東京都の1226円と比べ秋田県は275円差、群馬県は241円差で半年間大きな地域間格差を生み出しました。月150時間労働とすると半年で秋田県は247500円、群馬県は216900円東京より低い賃金になります。今年4月以降の全国格差は203円となり半年で182700円ですから、最低賃金改定発効日を遅らせることは企業の賃金改定に余裕を持たせることはあっても、それ以外に良いことはありません。特に埼玉県の発効日も昨年11月改定と1ヶ月遅らせましたが、10月発効した千葉県の1140円、滋賀県1080円より下回る1078円で改定を待つことになりました。発効日は全国一律で同時に実施すべきです。

この間の地域別審議会の答申や付帯決議の中で、中小企業支援（消費税減税、社会保険料減免、公正取引確保など）を求める決議が一昨年より増え、憲法25条の生存権に基づいた最低限の暮らしを守るための施策として、最低賃金大幅増額のためには企業への支援策が必要と岩手、山形、群馬、茨城など12自治体で賃上げのための補助金制度を設けました。貴審議会としても中小企業支

援策を答申に盛り込んでほしいです。

(2) 経済に関わる課題から、将来を見据えた対応を

昨年1月から起動したアメリカトランプ政権の関税引上げ策やイラン攻撃による影響は、物価高騰に留まらず、中小企業へのナフサ関連物資の供給不安が強まり、仕事の停滞、経営悪化が生じています。一方、ヨーロッパ諸国では新型コロナウイルス感染の時から、国民生活の最低限保障として教育、食糧、医療・介護、交通・移動の自由が重視され、とりわけ最低賃金が大幅に改善されてきました。アメリカでは物価高騰が激しく、今年1月には22の州と66の市・郡で最低賃金を引き上げました。そのうち時給15ドル(約2340円)を超えるのは79あります。労働者の賃金を上げることが消費を増やし経済を好循環させる特效薬です。日本でも全国一律1500円の最低賃金を直ちに打ち立て、早く1700円から2000円に到達することを急がなければなりません。

(3) 全国一般労働組合加盟労組の偽装請負裁判から

今年3月31日に当労組加盟の丸八真綿埼玉支部が提訴した「不当利得返還等請求控訴事件」で東京高等裁判所の判決が下されました。11名の原告が当初は正社員の身分で採用され、途中で半ば強制的に請負契約に変えられ、以後は社長の指揮命令のもと、朝礼、終礼、同乗者の指定、売上目標の指示や達成しなかった時の反省文提出、報酬は売上の一定比率から毎月经費として約10万円引かれる。これらの偽装請負待遇の中で、原告の労働基準法上の労働者性と10年くらいの不法行為等の会社の不当利得の証明や最低賃金法における報酬をみたしているかが争点になりました。

一審のさいたま地裁では原告の労働基準法上の労働者性は認めましたが、一方の賠償等は認めませんでした。東京高裁では労基法上の労働者性を認めると共に、提訴した時期の2年間の未払残業(休日出勤分等)代と当時の埼玉県最低賃金に充たない報酬部分を会社に支払うよう命令が出されました。原告の勤務時間はタイムカードでは管理されておらず、会社が原告に持たせているアイパッドの位置情報で算出することになりました。それも会社が一方的に削減した勤務時間での計算になりました。2016年の埼玉県の最低賃金は845円です。

当時月150時間働いて売上額に契約上の比率を掛けて出した金額が20万円として経費が10万円とすると報酬は10万円となります。この時の最低賃金額で計算すると150時間×845円=126750円、差引き26750円が補償されることとなります。でも合わせて月126750円の報酬、現

在の1,141円で計算しても月171,150円ですから、とても生活できる報酬ではありません。このように裁判においても最低賃金が労働に対する対価として計算されますから、是非とも生活できる相場まで上げてほしいです。

(4) 特定最低賃金制度の適切な運用を

特定最低賃金制度に埼玉では「各種商品小売業」がありますが、平成28年の849円での決定以後改定は行われず、現在は地域別最低賃金1,141円が適用されています。

特定最低賃金は特定の産業別に適用するということで、地域の企業や産業の魅力を高めるために地域別最低賃金より高めに設定するというものでは意味があるかと思いますが、東京都や神奈川県の場合、特定最低賃金の審議は行われず、以前決定した特定最低賃金は地域別最低賃金に置き換わり、存在意義が薄くなってきています。形骸化した特定最低賃金については関係労使の協議により廃止に向けた検討を行うべきです。

一方で昨年3月21日福岡資磨厚生労働大臣は介護職員の処遇改善について、特定最低賃金の活用を検討すると会見の場で述べました。業務の繁忙さに対する賃金が他の職場と比較して低いと評価される職場は介護職場だけでなく、医療、看護、保育等多々あります。このような医療・福祉の職場は本来は国からの一定の補助金で成り立っていたのが、予算削減で削られ、人手不足や物価高騰の要因も加わり各施設の存続まで危惧されている別な側面もあります。この介護職場だけに特定最低賃金を検討するので無く、どのような職場でも仕事に見合った賃金レベルにするため、最低賃金の底上げを要請します。

最低賃金の役割は、貧困と格差の是正、女性の権利や男女格差是正にとどまらず、中小企業、地域経済の発展と日本経済発展に欠かせないものとなっています。

最低賃金審議会の皆さんにおかれましては、目安金額に固執すること無く、高水準の最低賃金実現のためご奮闘をお願いします。

以上

2026年7月17日

埼玉地方最低賃金審議会

会長 野崎 正 様

福祉保育労働組合埼玉県本部

執行委員長 小寺直人

最低賃金の改正に係る意見書

民間保育所で働く保育士の過半数が、非正規労働者です。社会福祉基礎構造改革によって進められた正規職員から非正規労働者への置き換えは、止む気配がありません。

施設開所時間が8時間から11時間へ延長され、週5日開所から6日7日開所と保育時間は大幅に増えても、公定価格の人件費対象となる職員配置基準の改善はほんのわずかです。

20年前と同じ人件費運営費で労働基準法を守りながら長時間開所を実現するため、人件費を低く抑えながら、正規非正規合わせて多くの職員で保育を実施するのですから、正規職員も非正規職員も最低賃金近傍で働かざるを得ないのが現状です。

去年から、わたしたちは「手取りいくらあったら、どんな生活ができるか？」をテーマに話し合いを重ねてきました。

「手取り30万円あったら、もっと保育の知識を深められる」

「各クラスにあと3人職員がいたら、体と心をやすめて長く働き続けられる」

「子どもたちの笑顔を見ると、保育士として働きつづけたいが、このままではいつまで続けられるかわからない」

障害者支援施設等で働く支援員は、昨年度より処遇改善費として、月9,000円の補填がされるようになりました。しかし、全産業と比べて8万円以上も低い賃金体系に、障害職場で働く職員の定着はいまだに課題とされています。また、歴史的な物価高騰も重なり、賃金アップを勝ち取っても暮らし全体が苦しいものとなっている状況があります。

現在の埼玉県本部に所属している分会では、ほぼ人件費率80%以上の職場です。数字の上では優良な経営と感じますが、報酬単価が頭打ちで実入りが少ない現実の中で、人件費収入を抑えるため、非正規雇用化が広まっています。そのことで、さらに全体の賃金水準が低下してしまっている実態があります。

委員みなさんが決める最低賃金はわたしたち福祉労働者の賃金、生活に直結していることを今一度お考えいただきたいと、ここに意見書を提出します。